

生徒会会計細則

第1条 本細則は本会会則の第35条によって定め、会計事務の公正と確実性を図ることを目的とする。

第2条 本細則に定める事項は歳入・歳出予算及び決算報告、その他本会の会計に関するものとする。

第3条 通常会費の変更は評議委員会と総会の3分の2以上の賛成を必要とする。

第4条 臨時会費徴収の必要ある場合は、評議委員会と総会の3分の2以上の承認を得た後、徴収することができる。

第5条 本会の歳入予算は、その年度の生徒会費及びその他の収入をもって構成される。

第6条 本会の歳出予算は、歳入予算を超過しないことを原則とする。

第7条 本会は本会運営のため、次の各経費を計上する。

総務費 部費 予備費

第8条 会計は、本会に属する機関の予算請求に基づいて予算案を作成し、予算案が決定するまでに予算折衝し、評議委員会、総会の承認を得る。

第9条 予算は次の会計年度が始まる前までに決定することを原則とする。

第10条 各機関の歳出予算の超過及び予算項目以外のものの支出は認めない。ただし必要上やむを得ない場合は事前に本部に連絡し承諾を得る。

第11条 休部中はその年度の予算使用を認めない。ただし、必要上やむを得ない場合は事前に本部に申し出る。

第12条 備品その他本会の公有物件が、盗難・紛失または棄損などの事故にあった場合には、直ちにその旨、本部を通じ生徒会顧問に報告し、適切な措置を講ずる。

第13条 決算上、本会の歳出予算に剰余金が生じた場合には、これを翌年度に繰り越すものとする。

第14条 各機関の予算の引き出しは、次の通りとする。

予算の引き出し請求。機関（伝票作成、顧問承認印）→本部会計顧問（承認印）

支払い。本部会計顧問→機関顧問（承認印）→各機関支出伝票用紙は規定のものを使用。

第15条 各機関は領収書をただちに本部に提出せねばならない。

付 則

本細則は、1976年（昭和51年）1月28日より施行する。

本細則は、1993年（平成5年）12月1日に改正し施行する。

本細則は、1995年（平成7年）3月23日に改正し施行する。

本細則は、1998年（平成10年）3月17日に改正し、1998年（平成10年）4月1日より施行する。

本細則は、2011年（平成23年）3月25日に改正し、2011年（平成23年）4月1日より施行する。